

令和6年第2回府中町議会定例会

会議録(第3号)

1. 開会年月日 令和6年3月8日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和6年3月15日(金)

4. 出席議員(16名)

議長	梶川三樹夫君	副議長	橋井肇君
2番	宮本彰君	3番	西山優君
4番	狩野雄二君	5番	坂田栄一君
6番	田中伸武君	7番	山口晃司君
8番	二見伸吾君	10番	西友幸君
11番	寺尾光司君	12番	力山彰君
13番	三宅健治君	15番	益田芳子君
17番	児玉利典君	18番	木田圭司君

5. 欠席議員(1名)

14番 齋藤昇君

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第12号議案 府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 3 第13号議案 府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 4 第20号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について
- 5 第21号議案 府中町介護保険条例の一部改正について
- 6 第24号議案 府中町消防手数料条例の一部改正について
- 7 第5号議案 令和6年度府中町一般会計予算
- 8 第6号議案 令和6年度府中町土地取得特別会計予算

- 9 第 7号議案 令和6年度府中町国民健康保険特別会計予算
- 10 第 8号議案 令和6年度府中町介護保険特別会計予算
- 11 第 9号議案 令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計予算
- 12 第10号議案 令和6年度府中町下水道事業会計予算

(予算特別委員会解散)

13 一般質問



7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤	信治	君
副町	長	齋藤	哲也	君
教育	長	新田	憲章	君
総務企画部	長	増田	康洋	君
財務部	長	胡子	幸穂	君
福祉保健部	長	山西	仁子	君
町民生活部	長	森本	雅生	君
建設部	長	井上	貴文	君
消防	長	新宅	和彦	君
教育部	長	榎並	隆浩	君
危機管理監		屋敷	学	君
総務企画部次長兼情報管理課長		岩崎	雅男	君
消防次長兼消防総務課長		橋本	臣彦	君
総務課	長	宮脇	理恵	君
税務課	長	藤田	正明	君
住民課	長	岩井	彰	君
警防課	長	瀬戸	剛	君
学校教育課	長	立花	淑子	君
危機管理課	長	松林	亮	君
行政委員会総合事務局	長	小田上	和史	君



8. 職務のため会議に出席した者

別会計予算、日程第11、第9号議案、令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、第10号議案、令和6年度府中町下水道事業会計予算、以上を一括議題に供します。

本件につきましては、予算特別委員会に付託しておりますので、ただいまから委員長より審査結果を報告していただきます。

予算特別委員会委員長、4番、狩野委員長。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野です。

皆さん、おはようございます。令和6年度予算特別委員会報告をいたします。

お手元に配付しております報告書を御覧ください。

令和6年3月15日。

府中町議会議長 梶川三樹夫様。

令和6年度予算特別委員会委員長 狩野雄二。

令和6年度予算特別委員会報告書。

令和6年3月11日の会議において付託された案件は、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、府中町議会会議規則第66条の規定により報告します。

第12号議案 府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

原案可決

第13号議案 府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

原案可決

第20号議案 府中町国民健康保険税条例の一部改正について

原案可決

第21号議案 府中町介護保険条例の一部改正について

原案可決

第24号議案 府中町消防手数料条例の一部改正について

原案可決

第5号議案 令和6年度府中町一般会計予算

原案可決

第6号議案 令和6年度府中町土地取得特別会計予算

原案可決

第 7号議案 令和6年度府中町国民健康保険特別会計予算

原案可決

第 8号議案 令和6年度府中町介護保険特別会計予算

原案可決

第 9号議案 令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計予算

原案可決

第10号議案 令和6年度府中町下水道事業会計予算

原案可決

なお、審査過程における主な意見等ということで、6項目述べておきます。

第5号議案に対し、

総務文教関係では、1、防災体制強化事業はトイレや寒さ対策の充実など、今年早々に発生した能登半島地震における問題点を踏まえたものとし、また、女性の意見を取り入れやすくなるような工夫をしてほしい。

2、行政手続のデジタル化に関しては、住民が日常的に利用する業務から優先的に進め、利用者に分かりやすいものとし、広報にも力を入れてほしい。

厚生関係では、1、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定は災害対応に当たる関係部署・機関が連携を密にして着実に進めてほしい。

2、ごみ出しは町民の身近な問題である。ふれあい収集事業など、引き続き各地域の状況や町民ニーズを踏まえた対応としてほしい。

建設関係では、1、道路の維持補修や新設改良については、誰もが安心して利用できるよう、引き続き確実な整備を実施してほしい。特に交通量の多い交差点については、広島県や警察とも連携しつつ、適切な安全対策を講じてほしい。

2、WACTORYパーク揚倉山やチェリーゴード空城パークの再整備に当たっては、ニーズ調査や利用団体への聞き取りを積極的に行い、利用者の目線に立った公園整備を一体的に進めてほしい。

以上でございます。

町当局におかれましては、審査の過程で示された意見等を十分、予算執行に活かされるよう一層の努力をお願いし、令和6年度予算特別委員会の報告とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） ただいま予算特別委員会委員長より報告がありました。本

件につきましては、全議員で構成する予算特別委員会において審査していただき、内容は御理解のことと思います。よって、質疑を省略し、直ちに1議案ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議ないようでございます。よって、1議案ずつ討論、採決を行います。

また、採決の場合、現在の出席議員16名で、その間、議員数は変わらないと思われまますので、その際、定足数の確認も省略しながら採決を進めていくこととさせていただきます。

それでは、参ります。

ただいまの出席議員16名で、採決に加わる者15名でございます。

お諮りします。

日程第2、第12号議案、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(梶川三樹夫君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第3、第13号議案、府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(梶川三樹夫君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり

り可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第4、第20号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

反対討論から行います。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番、二見。第20号議案、府中町国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

今回の改正は、国保の県単位化に伴うものです。これまで、2024年度に県内全市町において、保険料水準の準統一を図り、2027年度には完全統一する。同じ所得水準、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険税にするということで進んできました。県が2023年度に示した2024年度の標準保険税率は、所得割11.87%、資産割ゼロ、均等割5万2,268円、平等割3万2,124円でした。それが2023年12月に提示された税率では、所得割13.38%、資産割ゼロ、均等割5万8,689円、平等割3万5,926円、1人当たりの保険税収入必要額は対前年度比1万7,666円増え、15万5,371円となりました。府中町に限らず、県内市町から、これではとても負担できない。町民の皆さんに、被保険者の方に負担していただくわけにはいかないという声が上がリ、2024年度での準統一化は取りやめになったのです。

県のホームページは、県単位化について次のように説明しています。市町村で運営している国民健康保険は、1、年齢構成が高く、医療費水準が高い。2、所得水準が低く、保険税の負担が重い。3、財政基盤が弱く、制度運営が困難な市町もあるという構造的な課題があることから、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県と市町村で共同運営することになりましたと。

2024年度の1人当たり保険料収入必要額が想定以上に大きかったために、改めて方針を整理することになった。一言で言えば、これまで進めてきた保険料水準の統一というのが破綻したわけであります。全員協議会で配付された資料では、見送りの原因として、1、診療費が増えたこと、2、前期高齢者、被保険者が減り、国からの交付金が減ったこと、3、県決算剰余金による税率引下げ財源の減少が挙げられてい

ますが、この三つが今後改善する見通しはないと思います。同じく、全員協議会の資料にあります令和6年度以降の保険料率の方針ですが、各市町の実態に応じて、国保特別会計決算剰余金や財政調整基金による引下げを実施したほうが被保険者の急激な負担増を緩和できると県は考え、とあります。市町が金を出して解決しなさいというのでは、国保を県単位化する意味がどこにあるのか分かりません。そもそも、県単位化によって、年齢構成が高く、医療費水準が高い問題や、所得水準が低く、保険税の負担が重いという問題は何ら解決しません。

高齢化社会が進み、医療水準は引き続き高くなります。国保の都道府県単位化は国の方針でありますけれども、都道府県、国保運営方針に国保統一とはっきり書いているのは大阪府だけであります。広島県は2024年度までに保険料水準の統一を目指しと、やや控えめな書き方で、これと同じように書かれているのが奈良県、沖縄県、北海道であります。あと、和歌山県、佐賀県は2027年度までに検討とあり、その他の都府県の方針には、検討時期も書かれておりません。まだ日本全体では、国保は市町村の手にあるわけであります。ですから、お隣の岡山県早島町は2020年度から国の制度とは別に、国保に加入する18歳以下の子どもの均等割額の2分の1を減免する。こういう措置も取れるわけあります。

国民健康保険法第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」とあるように、国民健康保険は社会保障の一環であります。資本主義社会は自助を基本原理としていますが、それだけでは格差と貧困が広がり、社会が不安定になる。それを是正するために、20世紀に入って、社会保障、すなわち国が責任を持って国民の暮らしを支える制度が誕生しました。しかし、近年では、社会保障制度の基本は保険料による支え合いといったように、相互扶助、助け合いが強調され、国の責任は後退しています。1984年まではかかった医療費の45%が国庫負担となっていましたが、現在は、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は3割以下に減っています。県単位化によって、現在では国庫負担が県費に含まれているため、当町に対する国庫支出金の額を確認することはできませんが、2017年度予算では、かかった医療費が36億円で、国庫支出金が10億円です。国の負担割合は28%、まさに3割以下であります。国の負担割合が減った分、被保険者の負担が増えたわけあります。

加入者の職業も変化しております。1960年度は、農林水産業と自営業が7割近

くでした。2021年度では2割もいません。無職が4割で、そのほとんどが年金生活者でしょう。企業で働いている人が3割ですが、正社員は協会けんぽなどの健康保険に入っていますので、国保加入者はパートタイム労働者など非正規の人が多。かつては農業や自営業など収入のある人が多かったけれども、現在では年金生活者や非正規労働者など、収入の少ない人が多くなっています。2022年10月から短時間労働者の健康保険適用が拡大されました。1週間の所定労働時間が20時間以上、月額8万8,000円以上、継続して1年以上使用される見込みの労働者が対象で、2024年10月からは、短時間労働者を除いて常時50人以上被保険者がいる事業所が適用されます。その分、国保加入者は減りますので、無職の比率がさらに高くなるでしょう。広島県の2021年9月末現在の市町村国保の年齢階層別被保険者数は、70歳以上75歳未満が16万9,902人、65歳以上70歳未満が10万226人、合わせて27万128人、被保険者合計52万6,173人の51%、過半数が高齢者であります。2023年、団塊の世代約600万人の7割が75歳以上となり、2025年には全員が75歳以上で、国保から後期高齢者医療に移行します。被保険者は大幅に減り、1人当たりの医療費は下がるものの、国保税で徴収している後期高齢者支援金や介護納付金は増えることになるでしょう。後期高齢者医療制度が開始された2008年、国保の被保険者は3,597万人でしたが、2020年には678万人も減って、2,919万人です。被保険者は減るけれども、医療費はそれほど減らない。そして、被保険者の多数が無職となる中で、国保を保険料による支え合い、共助中心にやればどうなるのか。待っているのは耐え難い負担増であります。

かつて、全国知事会が、国保税を協会けんぽ並みに引き下げるために1兆円の公費負担増を政府に要望しました。高い国保税が半分になります。しかし、政府はその後10年たちましたけれども、やりません。今後もやるつもりはないようです。県も国保税引下げのために繰入れをするつもりはないと当初から言っております。そうすれば、町や被保険者が負担する国保税は、上がるばかりではないでしょうか。国保税の滞納世帯は徐々に減っていますけれども、2021年で11.9%、1割以上です。高過ぎて払えないという人も相当いるでしょう。今後、国保税が高くなっていけば、滞納世帯が増えていく可能性があります。

私は2017年の3月議会、6月議会で国民健康保険制度について取り上げ、県単位化で保険税がさらに上がることについて危惧の念を表明しましたが、そのとおりに

なりました。今後、さらに国保税が上がっていくことが予想され、県単位化の下では、町として軽減策を講じることができなくなります。県単位化については、先送りではなく、一旦白紙に戻し、府中町の国保はいかにあるべきか検討すべきです。

今回の府中町国民健康保険税条例の一部改正案は、保険税率の急激な上昇を抑えているものの、県単位化を前提としたものであり、以上述べた理由から反対いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、賛成討論を行います。

賛成者の討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） ほかになければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 賛成多数でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第5、第21号議案、府中町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第6、第24号議案、府中町消防手数料条例の一部改正について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

○議長（梶川三樹夫君） 日程第7、第5号議案、令和6年度府中町一般会計予算について討論を行います。

討論ございますか。

反対討論から行います。反対、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梶川三樹夫君） 次に、賛成討論を行います。

賛成者の討論ございますか。

8番、二見議員。

○8番（二見伸吾君） 8番、二見。第5号議案、令和6年度府中町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

2024年度予算は、歳入歳出とも、2023年度の192億円から12億円増えて、204億円となりました。歳入の中で顕著な伸びは法人町民税収入であります。2024年度は7億円近く増え、9億8,000万円となる見込みです。2015年度、10億円、2016年度、18.6億円以来、8年ぶりの大きな増収であり、喜ばしいと思います。

しかしながら、2015年度、2016年度に大きく伸びた後、2017年度、2018年度は6億円台、2019年度から2023年度まで、3億円程度まで法人町民税収入は減りました。税収が増えた翌年は交付税が減り、その分を財政調整基金の取崩しや減収補填債で手当しなければならない。法人町民税収入が乱高下し、安定せず、せっかく増えた税収を町民生活向上のために生かすのが難しい面があります。

新たな交付金として、物価高騰対応重点支援地方交付金がエネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的として、2023年度に創設されました。政府は2023年11月の補正予算と12月の閣議決定での予備費、合わせて2兆6,903億円の予算を組み、当町の2024年度予算では8,500万円となっています。

次に、歳出ですけれども、今、述べました重点支援地方交付金の主な使い道は、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、保育施設、小中学校の給食食材費や電力・ガス代などの助成で、合計7,400万円です。いずれも有意義な使い道だと思います。小規模事業者への支援も必要であります。重点支援地方交付金の推奨事業メニューにも、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援が挙げられていますので、国の新たな予算がついた場合には、ぜひこれらについても検討していただきたいと思えます。

歳出で大きな伸びを示したのは、向洋駅周辺土地区画整理事業、下岡田官衙遺跡保存整備事業、保育所の施設型給付地域型保育給付事業の三つであります。

向洋駅土地区画整理事業ですけれども、2023年度末の各地整備面積率は77%で、2024年度の予算執行によって78%まで進むと伺いました。マツダ病院はそのまま現地換地となるので、実質的には90%近くまで換地が進んでいるということです。2023年度と比べますと2億円以上増え、約3億8,000万円となっています。ここ数年の額を見てみますと大体3億円台であり、昨年度が少なかつただけということのようであります。過去には18億円、11億円というときもありました。それだけ事業が進展しているということだと思います。事業完了の2033年度まで10年を切りました。換地には困難も伴いますけれども、ぜひやり遂げていただきたいと思えます。

下岡田官衙遺跡保存整備事業は、昨年度、約7,300万円から3億円へと大幅に増えました。これは史跡指定地の土地購入が主な支出となっています。官衙があったことはほぼ間違いのないわけですが、「安芸駅家」については、可能性は高いけれども決め手に欠けるということですので、購入後、調査研究を進めてほしい。保存と公開、調査研究を一体に進める必要があります。この中心を担う考古学や古代史を研究している人物を学芸員として採用することを求めます。

保育所費の施設型給付地域型保育給付事業は5億1,000万円から9億1,000万円となりました。町の一般会計の負担は2億6,000万円ですが、交付税措置もされると伺いました。今回の増加では、町内の二つの幼稚園が、2015年からスタートした子ども子育て支援新制度の下での幼稚園に移行したことで、一つの保育園が認定こども園となることによるものです。従来の幼稚園に対する

財政措置は、県が実施する私学助成と幼稚園就園奨励補助であり、それが町の児童福祉費へと移ったというわけであります。また、新制度への移行に伴い、幼稚園に対する町の補助金である子育てのための施設等利用給付事業予算が2億1,000万円から1億3,000万円に減っています。

その他の事業で評価すべきもの、5点、指摘をいたします。

第1に、学校給食費への助成であります。重点支援地方交付金を活用して給食食材費の高騰分について町が助成し、保護者から徴収する給食費が増えないようにしています。その助成額は2,680万円です。学校給食費を無償にする自治体も増えてつありますが、保護者から徴収する金額と町の補助を合わせた総額は、府中町では小学校、2億1,000万円、中学校、9,000万円、合計で3億円超であります。2024年度一般会計予算は204億円で、ここ数年は大体180億円から190億円であります。5万人以上が暮らす自治体としては少ない。そこから3億円を捻出することはなかなか難しいと考えます。ですから、これまでも主張してきたとおり、給食費の一部を助成することや就学援助の基準を引き上げることによって、少しでも保護者負担の軽減を図ることを求めます。

第2に、府中緑ヶ丘中学の屋根、外壁の改修工事が決まったことでもあります。あの汚い壁は何とかならないのかとずっと言われ続けてきましたが、ようやく実現することになり、大変喜んでいます。町内の小中学校の耐震化、外壁の改修は取りあえずこれで済むことになり、次は内装の改修が必要であります。以前、伺ったときには、内装の改修はまだ検討されていないということでしたが、老朽化が著しいところから順番に実施していただきたいと思います。その際、内装に木をふんだんに使った木質化を進めることが不可欠であります。文科省は、今から40年前の1985年に、学校施設における木材使用の促進についてという通知文を出し、防災対策を十分に考慮した上で、学校施設における積極的な木材利用に大きくかじを切りました。木材は柔らかくて温かみのある感触とともに、室内の湿度変化を緩和させ、室内環境を快適に保つことができます。また、一般質問でも取り上げますが、木材を活用することは脱炭素化や森林の保全などにもつながります。2020年度に建築された全ての学校施設805棟のうち595棟、73.9%が木材を使用し、木造が154棟、内装木質化が441棟です。文科省は脱炭素社会の実現に資するため、2022年度から学校施設の内装木質化を標準化しました。どこでもやりなさいということです。木材利用に

対して、文科省、林野庁、国土交通省の補助制度があります。積極的にこれらの補助制度を活用して、内装の改修、木質化を進めていただきたい。

第3に、新卒保育士等就職支援貸付事業であります。町内認可施設に採用が決まった新卒保育士などに就職支援金として1人10万円を貸し付けし、翌年度も継続して従事する場合、返済を免除する。1年で辞めなければ給付となり、これから働く保育士さんや人手不足の保育園の双方から喜ばれるでしょう。2025年度までの事業ということですが、継続的に実施できるようにしていただきたいと思います。

第4に、低炭素型社会づくり推進事業ですが、太陽光発電と蓄電池に対する補助があります。予算額が150万円が少ないと思います。町内には家が次々新築されていますので、新築の際に導入を促すことが大切です。また、断熱によってエネルギー消費を抑えることも有効な手だてとなっており、断熱に対する助成についても検討していただきたい。

最後、5点目ですが、ふれあい収集事業です。高齢化によってごみ出しが困難になっている家庭が増えております。私も90代の御夫婦から相談を受けたことがあります。そのときは、ふれあい収集事業開始前でしたので、ごみステーションをすぐ近くに、すぐに設置していただいて解決をすることができましたけれども、このような形の解決がどこでもできるわけではありませんので、そして、ふれあい収集、ごみ捨てを遠くまで行けないという人が着実に増えていくことになると思います。大変よい事業だと思います。

以上、問題点や要望も含め、予算についての意見を述べ、賛成討論といたします。

○議長（梶川三樹夫君） 次に、反対討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、賛成討論。

6番、田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。賛成討論として1点だけ指摘させていただきたいと思います。

予算の中の議会費のことであります。議会費の中に新たな業務推進事業、タブレットの導入ですよね。これ、370万円分。議員と事務局と予備と合わせて20台余りタブレットを買おうと。レンタルなわけですけども。府中町は遅れていて、やっと導入ということで、これは議会活動の活性化と、そういう改革していくための一つの手

段として大いに利用すればいいと思うわけでありませう。

ただ、その課題として考えないといけないのは導入のタイミングなわけですよ。今年の10月以降と。つまり我々ではないというか、我々かもしれないのですが。新しい議員が使うためのものを今、我々が予算化を決めたということでもあります。議運の議論でも、それから昨日までの予算の審議の中でも指摘ありましたけれども、使う議員でない、次の議員さんのものを我々が機種を選定も多数決で決めた。おせっかいなのか、それともそこまできちっと我々が先に手を伸ばして決めておくのかということはあるかと思うのですが、せつかく多数決で決めるのであれば、使う人が決めとっていいんじゃないかという声もあったわけでありませう。

それから、もう一つは導入のメリット、いわゆる財政上のメリットですよ。執行部が購入するときと一緒に議員のやつも買って、ちょっと安くにしてもらおうという、そういう導入メリットがあったんじゃないかということですが、今回はそれをあえてずらして、そういう一緒に買うという節約メリットはちょっとずれたわけだけでも、導入しようという。余計事ですが、きちっと使わないといけないという思いもする。まとめ買いのメリットがないわけですから、そういう思いもするわけでありませう。セキュリティーの問題もありましたけれども、これはまた導入のタイミングとはちょっと別の問題のようでもありました。だから、導入に当たっては、半年間待って、次の年でじっくり決めて、じっくりやるという手もあったということだろうと思うわけでありませう。

以上、そういう事情も酌みとって、この議会費の使い道、それから実際の予算の執行、そういうときも、新しい議員さん、そういうところの意向もきちっと踏まえた予算執行が求められるんじゃないかと改めて思うわけでありませう。

今回、一応ここで指摘しておかないと、なかなかこういう課題を乗り越えてやろうとしているということが分からないので、あえて賛成討論の中で、この議会費について指摘させていただきたいと思ひます。町会議員に限らず、国会議員も含めて、やっぱり今、国民や町民の目は議員が使うお金、あるいは議員が使うもの、そういったものには結構注目が集まる、そういうことになっておりますので、そういうことも踏まえて、予算執行も当たりたいたい。予算執行に当たるのは町長ですし、この予算の提案も町長の形になっているわけですが、議員としても考えたいと思うわけでありませう。

以上、指摘させていただいて、賛成討論といたします。

○議長（梶川三樹夫君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第8、第6号議案、令和6年度府中町土地取得特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第9、第7号議案、令和6年度府中町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梶川三樹夫君） なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（梶川三樹夫君） 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第10、第8号議案、令和6年度府中町介護保険特別会計予算について、討論

を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(梶川三樹夫君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第11、第9号議案、令和6年度府中町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(梶川三樹夫君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

日程第12、第10号議案、令和6年度府中町下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) なければ、これより採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(梶川三樹夫君) 全会一致でございます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

ここで付託された案件は全て終わりましたので、令和6年度予算特別委員会を解散したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(梶川三樹夫君) 御異議なしと認めます。

ここで、令和6年度予算特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いいたします。

4番、狩野委員長。

○4番(狩野雄二君) 狩野でございます。予算特別委員会の解散に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

令和6年度予算の審査では、西山副委員長並びに委員の皆様の御協力の下、慎重な審査が行われ、日程どおり、本日、議決に至りましたことに感謝申し上げます。

審査では、委員の皆様から建設的な御意見を多くいただき、充実した予算審査が行われたと思っております。私が初めて予算特別委員会の委員長を務めさせていただき、行き届かない点多々あったと思いますが、皆様の御支援、御協力をいただき、役目を果たさせていただくことができました。重ねて感謝申し上げます。

理事者におかれましては、多くの委員から出された意見を十分に参考にいただき、住民の皆さんが府中町に住んでよかったと実感できるまちづくりを推進していただくことを強く要望いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(梶川三樹夫君) 続きまして、副委員長、お願いいたします。

3番、西山副委員長。

○3番(西山 優君) 3番、西山です。

狩野委員長をはじめ、委員の皆様の御協力により、無事、予算特別委員会を終えることができました。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長(梶川三樹夫君) 正副委員長におかれましては、大変、御苦労さまでした。ありがとうございました。

これをもって、令和6年度予算特別委員会を解散いたします。

(予算特別委員会解散)

○議長（梶川三樹夫君）　ここで休憩をいたします。再開は11時からといたします。
休憩。

（休憩　午前10時49分）

（再開　午前11時00分）

○議長（梶川三樹夫君）　休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君）　日程第13、一般質問を議題に供します。

一般質問は慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係、第1項、「書かない窓口」の導入を、15番、益田議員の質問を行います。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君）　皆さん、おはようございます。15番、公明党の益田芳子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、2011年、未曾有の3.11東日本大震災原子力災害から13年目を迎えた本年、1月1日に発生しました能登半島地震から3か月余りがたとうとしています。春半ばの被災地で、いまだ避難生活を余儀なくされておられます皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

また、佐藤町長におかれましては、今季最後とされます第2回府中町議会定例会において、令和6年度の施政方針の中にも掲げられました公約の一つ、広島都市圏で一番の子育てしやすい町では、子育て支援の実践、また、住んでよかった、住んでみたい、住み続けたいまちづくりの取組に対して、町内外の子育て世代の方々からも高い支持と評価をいただいております。その間、私からも子育て支援の充実に係る要望を何度も提出をさせていただきました。これまで府中町の子どもたちのために、ともに子育て施策を推進していただきましたこと、心よりお礼を申し上げて、質問に入らせていただきます。

質問、「書かない窓口」の導入を。近年、デジタル庁では、マイナポータルや地方自治体独自の電子申請システムの利用による行政手続のオンライン化の推進に加え、「書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口」により、誰1人取り残されな

い、人に優しいデジタル化の実現を目指す自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」を推進するとしています。

この自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」とは、自治体の保有情報やマイナンバーカードなどのデジタル情報を活用して、住民が申請書に記入することなく、住民票の交付をはじめ、複数の行政サービスを一つの窓口で受けられるものです。既に導入している自治体の例では、住民から職員が聞き取りを行い、書類作成を支援。住民は内容を確認し、署名するだけで手続きが完了するとされています。

こうしたデジタル化による住民サービスが進められる背景には、住民負担の軽減に加えて、人口減少による労働力不足が懸念される中で、職員の業務負担の軽減と業務の効率化を図るといった観点もあります。

現在、こうした「書かない窓口」導入は全国で拡大傾向にあり、総務省「窓口業務改革状況簡易調査」によりますと、全国1,741市町村のうち、304団体が導入していると回答。また、2024年3月までに17の自治体が導入の意向を示しています。既に導入している自治体の中には、マイナンバーカードを専用機にかざし、タブレット端末の指示に従って必要な書類を選択するだけで、住民票の写しや各種証明書の申請から取得までを可能とし、交付手数料の支払いについてもキャッシュレス決済対応としているところもあります。

当町の住民課や税務課の窓口申請業務においては、特に2月、3月の確定申告や新学期における提出等で混雑する時期に、申請に係る時間により、役場庁舎の駐車場が常に満車となっています。デジタル化による「書かない窓口」の導入をすることで時間短縮ともなり、スムーズな町民サービスになると考えます。

以上を踏まえ、今後の少子高齢化を想定した住民サービス「書かない窓口」の導入について、以下の4点を伺います。

現在、住民課窓口における証明書の発行業務の現状は。（手続きに係る転入・転出・戸籍・住民票・印鑑登録・婚姻・出生・家族の死亡等の申請書の枚数や待ち時間について）、2、本町のデジタル化の課題や見通しは。3、交付手数料のキャッシュレス化の対応状況は。4、近隣市町の導入や動向は。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。15番、益田議員の一般質問、「書かない窓口」の導入を、について答弁いたします。御質問の内容に町民生活部の項目が含まれますが、私のほうで一括して答弁いたします。

一つ目の御質問、住民課窓口における証明書の発行業務の現状についてです。令和5年の実績ですが、証明書の交付件数は年間3万2,301件、住所異動の届出件数は年間6,358件、戸籍の届出件数は年間2,348件となります。死亡届出後の手続きに関しましては、お亡くなりになった方の状況によりますが、8課16系の窓口において申請いただく書類が28種類になります。それぞれの担当部署でお悔やみシートを管理し、手続が必要な窓口を申請に来られた方に対し、フロア図に記してお渡しすることで、手続時間の短縮を図っているところですが、おおむね30分から2時間程度を要するものと思われまます。

二つ目の御質問、本町のデジタル化の課題や見通しについてです。町では、第4次総合計画改訂版の単位施策、多様な行政サービスの提供において、場所や時間を選ばないICTの特性を活用した各種情報や住民サービスを提供し、利便性の向上を図りますとうたっています。

当該総合計画に掲げる施策を実現するため策定した後期実施計画に基づき、現在、計画的に事業を進めているところです。具体的な事業といたしましては、公共施設予約システム、また、口座振替のウェブ申請、さらにはマイナポータルを活用したびったりサービスや引っ越しワンストップサービスなどを実施してまいりましたが、現状、議員おっしゃいますような「書かない窓口」よりも「来庁しなくてよい窓口」の推進に重点を置き、様々な行政手続のデジタル化を図っている次第です。来年度予算におきましても、オンライン申請できる行政手続の拡充に取り組む予定としています。

しかし、議員おっしゃいますように、加速していく人口減少社会、労働力不足社会における行政サービス事業へ対応するためには、これまで以上にデジタル技術の活用が求められます。「書かない窓口」もその一つであり、検討は進めるべきと考えています。一方で、日々進化するIT技術を町職員が短期間で習得するのは困難であり、専門知識を有するデジタル人材の確保が課題となっています。

三つ目の御質問、交付手数料のキャッシュレス化の対応状況についてです。令和4年3月からマイ・フローラ南交流センター及び税務課の窓口において、令和4年6月から住民課及びつばき館の窓口において導入しています。バーコードなどのアプリ

リやクレジットカード及び交通系のカード決済に対応しています。

四つ目の御質問、近隣市町の導入や動向についてです。県の資料によりますと、今年度までに「書かない窓口」を導入した県内市町は4団体、今年度に導入予定としている市町が3団体となっています。近隣では、海田町と熊野町が既に導入をしております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番、益田です。

御答弁ありがとうございました。本町の第4次総合計画基本目標5には、持続可能なまちづくりとして、住民に便利な行政サービスの提供が掲げられ、目的と方向性が示されていますように、行政サービスは個人情報の適正な取扱いを確保し、住民に分かりやすく、迅速な窓口の運営と効率的な行政サービスの提供を推進し、情報ネットワーク社会の進展に対応した住民の行政手続の負担を軽減するため、効率的なシステムの導入として、情報技術が急速に進展している中で、デジタル化は当然、進められるべきものと思います。

そこで、3点について伺います。

現在の住民課窓口における業務内容を聞かせていただきました。業務や時間において改善する点は何点かあるかと思いますが、本町の第4次総合計画改訂版による場所や時間を選ばないICT化を活用したサービスの計画を進めていく経過等、本庁のデジタル業務の効率化や課題、検証はどのようにされてきたのでしょうか。

質問2、既に「書かない窓口」を先駆けて導入しております北海道北見市では、市民サービスの向上に向けて、市職員の接遇研修などサービス精神の向上を図り、総合窓口の充実を進め、推進計画から導入に至るまで、総合窓口推進プロジェクトチームの設置等、数多くの調査、研究を行い、市民目線に立った窓口のサービスや業務改善に取り組んだ結果、子育て家族が転入手続をする際、職員が話を聞きながら、必要な申請書を作成し、年齢に応じて児童手当を申請する作業を自動化するシステムも導入、申請者が窓口を回る回数を減らして、受付時間も削減でき、職員の業務を効率化ができていとされています。

本町が今、進めようとしています来庁しなくてもよい窓口は、デジタル庁が推進す

るワンストップ窓口による誰1人取り残されない、人に優しいデジタル化の実現を目指す中で、来庁しなくてもよい窓口は少し町民にとりましても目に見えない、ハードルが高い窓口対応になるかと思いますが、来庁しなくてもよい窓口が、住民サービスの向上につながるとされます、オンラインの具体的な利用方法について、お聞かせください。

3点目、またデジタル庁では、地方自治体の自治体窓口DX「書かないワンストップ窓口」を進めるための支援事業として、窓口の高い知識と経験のある地方自治体職員、アドバイザーとして委託し、希望する地方自治体に派遣されるとされています。本町も新たなデジタル化を進める上で、最も肝腎な職員を必要とされていますが、他の自治体でもこうした動きは当然、先行しています。デジタルの専門知識を有する人材について確保はできているのでしょうか。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼情報管理課長（岩崎雅男君） 情報管理課長兼職次長です。益田議員の2回目の御質問に答弁いたします。

まず、本庁のデジタル業務の効率化や課題や検証はどのようにしてきたのか、についてです。先ほど1回目の答弁で申し上げました具体的な事業を例にしたいと思います。

公共施設予約システムについては、WACTORYパーク揚倉山の上段を人工芝化したことを契機に、より多くの方に御利用いただく手法として、社会体育施設に係る予約のデジタル化を図りました。さらに、社会体育施設だけでなく、くすのきプラザなど、予約できる公共施設を拡大するとともに、使用料を決済できるシステムを導入し、より利便性を向上させてきました。

このように、デジタル化と言いましても、何も大上段に構えて展開することではなく、町民が日々接する身近な手続の選択肢を広げ、便利にしていこうという姿勢で町は取り組んでいるところです。口座振替のウェブ申請も同様です。学校給食の公会計化が始まれば、口座振替利用者が一気に増加することから、場所や時間を選ばず、来庁することなく申請ができる行政サービスを取り入れました。発端はやはり町民目線です。いずれも導入後の課題や検証としては、いかに町民に利用されているか、また、

いかに町民の選択肢を拡充することができるか、という視点から考察すべきものであると考えています。

続いて、オンライン申請の具体的な利用方法は、についてです。オンライン申請は、主に御自宅のパソコンやスマートフォンからの利用を想定しています。町のホームページやマイナポータルから必要な手続画面に進み、申請を行います。特にマイナポータルではマイナンバーカードの情報を読み込ませることで、住所や氏名などの基本情報を自動入力することができます。1回目の答弁でも申しましたように、来年度予算において、オンライン申請ができる行政手続の拡充に取り組む予定としていますが、よりオンライン申請を親しみやすく、使いやすくするため、申請者に必要な手続を案内する手続ガイドシステムについても併せて導入を予定しております。

一方、来庁しなくてもよい窓口だけでは全ての住民サービスの向上につながらない面もあるのではないかと御指摘がございましたが、議員おっしゃるとおりだと思います。情報弱者の方は必ずいらっしゃいます。町では窓口における申請、相談体制は維持し、住民サービスの低下にならないよう対応していきたいと考えております。

続いて、デジタルの専門知識を有する人材の確保はできているのか、についてです。デジタル技術を推進するに当たり、専門知識を有するデジタル人材の確保は急務の課題となっております。その課題解消のため、町では広島県の人材シェア制度を活用し、専門知識を有する情報システム人材の派遣要望を行っていたところですが、来年度から府中町にも配置いただく予定となっております。情報システム人材として派遣いただく方に、行政手続などの町の各種事務事業とデジタル技術をつないでいただくことで、町全体のDXを加速させていきたいと考えているとともに、「書かない窓口」についても、研究、検討していきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番、益田です。丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。

これまで他の議員からも、窓口業務については、お悔やみコーナー等の質問がありましたように、窓口で費やす時間を一本化して、少しでも短縮する考えも要望してこられました。県内の「書かない窓口」業務状況でも導入済み4団体は、福山市、府中

市、海田町、熊野町、今年度導入予定として、3団体の竹原市、東広島市、大崎上島町となっていますが、並行して、お悔やみコーナーも設けておられます自治体も多くあります。本町の町民サービスにおいては、キャッシュレスの対応も既に実施され、また、これまでも公共施設の予約システム等、様々なデジタル化も図っておられますが、住民にとって利用しやすい、多くのサービスが選択できる方法も考えていただきたいというふうに思います。

あわせて、政府が「書かない窓口」の導入には、必要財源として活用できるデジタル田園都市国家構想推進交付金もあるとされていますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

今後、多くの市町では、国のシステムの標準化に合わせたデジタル化の取組が加速されると予想されます。作業に当たるIT事業者の数も限定されます。システムの遅れなども懸念されている中で、デジタル化の計画に当たっては、実証実験や職員の研修等、住民サービスに支障が起らないようにしていただき、何よりも町民の皆様に分かりやすいDXの窓口業務の取組をお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、「書かない窓口」の導入を、15番、益田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第2項、安心して受けられる「学校健診」環境の整備推進を、15番、益田議員の質問を行います。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番、益田芳子でございます。2回目の質問をさせていただきます。

質問、安心して受けられる「学校健診」環境の整備推進を。学校における児童生徒の定期健診診断（学校健診）は、学校保健安全法第13条により義務づけられ、毎年4月から6月30日までに実施されています。この学校健診は通常、集団で実施されていますが、子どもの成長状況を把握するとともに、病気の早期発見・早期治療につながるスクリーニングとしての性格を持つものであるため、個人の人格やプライバシーに十分な配慮が必要とされてきました。しかしながら、近年、児童生徒から全国各地の教育委員会に対し、健康診断を受けた際に不愉快な思いをしたことや上半身裸で待機すること、異性の教員が立ち会うことを懸念する声が多く寄せられ、問題となっ

ていました。

こうした状況を受け、文部科学省は全国の学校に対して、令和6年1月22日付で、子どもたちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うように具体的な取組を示して通知をしています。取組例としては、男女別の検査や診察を行う際に、他の子どもから体が見えないよう囲いなど個別スペースをつくる。検査・診察は原則子どもと同姓の教職員が立ち会う。検査・診察会場は待機人数を最小限にした上で、他の児童生徒に結果等が知られることがないように注意する。服装は検査や診察に支障がない範囲で、体操服やタオルなどで体を覆い配慮することなどがあります。

また、特に配慮が必要な児童生徒へ個別の対応を行うことや欠席により健診を受けられなかった場合の対応を保護者に事前周知することも挙げられています。

加えて、診察に関して、成長段階に多く見られる背骨の病気を調べるため、背中を直接見たり、心臓の異常の有無を確認するために、直接、体に聴診器を当てたりすることがあることを例示し、子どもや保護者に対して学校が事前説明するように求めています。

以上を踏まえ、当町における学校健診の現状と今回の文科省通知に対応した健診とするため、関係者間で連携してどのように取り組んでいくのか、また、児童生徒・保護者への理解促進をどのように進めていくのか、教育委員会の考えを伺います。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。15番、益田議員、安心して受けられる「学校健診」環境の整備促進を、について答弁いたします。

町内小中学校では、学校保健安全法第13条に基づいて、各学校において児童生徒の健康診断を実施しております。実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断を実施できるよう、各学校が学校医と連携を図りながら、日程や児童生徒の実態に応じた方法などを決定しています。具体的には、検査・診察は男女別で行い、その際、児童生徒の体が周囲から見えないよう個別の検査・診察スペースを用意しています。また、待機時には、体操服などで体を隠せるようにしております。そして、女子児童生徒の検査・診察に立ち会う教職員は女性教職員となるよう役割分担したり、ほかの児童生徒に結果などが知

られたりすることがないように工夫しています。

このように、児童生徒のプライバシーや心情に配慮する一方で、脊柱のねじれや湾曲など、脊柱の疾病及び異常の有無や心臓の疾病及び異常の有無を確認する際など、特に留意が必要な検査項目については、正確な検査・診断のため、必要に応じて、直に視触診や聴診する場合があります。

また、これまでも、児童生徒のプライバシーや心情等に配慮した健康診断を実施できるよう、各学校の養護教諭と指導に当たる担当校長で組織する学校保健担当者会においても情報を共有しております。来年度は共有した情報を基に、各校が児童生徒や保護者の理解を得られるよう、保健だよりなどで事前に診察方法などを周知してまいります。

今後も、令和6年1月22日付の文部科学省の通知を踏まえて、各学校において、改めて正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備に取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番、益田です。御答弁、ありがとうございました。

各学校における健康診断に当たっては、プライバシーを守る上で、個別の検査・診察は新型コロナウイルスが転機となったとも言われておりますが、現在もプライバシーに十分配慮した体制が取られているとのことでした。

一方、成長段階に多く見られます、特に留意が必要な検査項目については、正確な検査・診断のために必要に応じて直に視触診や聴診する場合、児童生徒等が保護者の理解を得られるように、新年度からは事前に診察方法を保健だより等で周知が必要との見解をいただきました。

そこで、再度4点についてお伺いをいたします。

健康診断に当たって、個別検査・診察は主に保健室で実施されていると思いますが、人数の制限上、他の教室での検査・診察もやむを得ないかと思いますが、各学校ではどの部屋を使用されておられますでしょうか。

2点目、各学校における健康診断の質を担保しつつ、児童生徒が安心して受けられる健診では、児童生徒への丁寧な対応のため、退職された養護教諭等の派遣事業を

施する動きもありますが、本町での養護教員の対応についてお聞かせください。

3点目、健康診断に当たっては、特に留意が必要な検査項目について、脊柱のねじれや湾曲などの脊柱の疾病及び異常の有無を確認する際に、脊柱の異常の見落としリスク回避のために検査機器を用いた検診の導入が進められていますが、検査機器の取組について調査等されていますでしょうか。

4点目、これまでも児童生徒のプライバシーや心情等には配慮した健康診断ができるよう、学校保健担当者会において情報を共有しておりますと答弁をいただきましたが、今回、文部科学省は自治体に対して、地域の医師会と健康診断の際、実施方法を協議し、周知するよう求めております。地域の医師会との健康診断の実施方法について協議をされたのか、今後、協議していくことが決まっているのか、お伺いをいたします。

以上でございます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。15番、益田議員の2回目の質問について答弁いたします。

1点目の質問、健康診断に当たっての個別検査・診察は主に保健室で実施されていると思いますが、各学校ではどの部屋を使用されていますか、について答弁します。

健康診断の会場については、検査内容や学校により異なりますが、主に保健室のほか、多目的ホールや理科室等を使用しております。

2点目の質問、学校健診はどのようにされていますか、に答弁します。本町においては、児童生徒への丁寧で配慮の行き届いた検診を実施するに当たり、元養護教諭や看護師を会計年度任用職員として雇用し、健診の補助を行っています。

3点目の御質問、脊柱の異常の見落としリスク回避のために検査機器を用いた健診の導入について調査等されていますか、について答弁します。脊柱の検査方法については、安芸地区医師会から情報提供をいただいております。現在、本町での導入はしておりませんが、今後も引き続き、他市町の動向も確認しつつ、検査機器の導入について調査・研究してまいります。

4点目の御質問、文部科学省は実態に対して、地域の医師会と健康診断の際の実施方法を協議し、周知をするよう求めていますが、地域の医師会と健康診断の実施方法

について協議されていますか、について答弁します。医師会との協議については、これまで安芸地区医師会と市町の担当者による連絡協議会で情報交換を行っております。情報交換の中では、プライバシーなど配慮した健康診断についても話題になっております。今後も引き続き、安芸地区医師会と情報共有しながら、健康診断の検査方法等について連携を図っていきます。

説明は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

15番、益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番、益田です。御答弁いただき、ありがとうございます。

学校健診診断を実施するに当たり、多くの検査項目がある中で一番重要な点は、質を担保しつつ、正確な診断と児童生徒が安心して受けられる健診に取り組んでいただくこと、そして健康診断に当たって、保護者の方へのお知らせは見落としがないように、通知方法もぜひ、いま一度、考えていただきますようお願いをいたしたいと思っております。

その中で、最初の質問にも挙げましたが、学校の健康診断において、衣服を脱いで実施するものに関しては、男女の区別だけでなく、児童生徒の個々の事情も想定するなどの配慮もぜひ心がけていただきたいと思います。また、健康診断の場所につきましては、特別教室で行われている学校もあります。診断機関においては、空調の整備も必要かと思っております。その点もしっかり環境整備として要望をさせていただきます。

最後になりますが、医師会との情報交換の中で、プライバシーや心情に係る配慮について協議をしていただいたと思います。学校の校医として日々お忙しい中、児童生徒の健康診断実施に御協力をいただいております医師会の先生並びに教職員の皆様に感謝申し上げます、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、安心して受けられる「学校健診」環境の整備推進を、15番、益田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第3項、公用車へのドライブレコーダーの設置について、4番、狩野議員の質問を行います。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野でございます。

一般質問通告に従い、公用車へのドライブレコーダーの設置についての質問を行います。

これまで議会において公用車による事故についての報告が度々行われ、公用車による事故が多いという印象を持っております。私がこれまで聞いてきた事故は車両同士の物損事故ではありますが、人身事故が起こっても不思議ではありません。住民が安全安心に暮らせるまちを目指す上でも、役場として率先して事故を起こさない取組が必要と思われれます。

道路交通法施行規則では、一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は自動車の使用の事業所等ごとに自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として、安全運転管理者の選任を行わなければならないとされています。府中町役場が、ここで言う事業所に該当するのかわかりませんが、公用車を多く保有する役場としては、自動車の安全な運転に必要な業務を確実に行う取組が必要と思われれます。

ソフト面では、事故を生じさせないための安全教育も必要ですし、もし事故をした場合には、当該者への事故の再発を防ぐための教育も必要となってきます。ハード面では、事故発生時の責任の明確化と賠償等処理の迅速化にドライブレコーダーが重要な役目を果たすのは周知のとおりであり、また、あおり運転への自己防衛にもなります。

国土交通省が令和2年12月に発行した国土交通行政、インターネットモニターアンケート、自動車用の映像記録型ドライブレコーダー装置について、によると、ドライブレコーダーの装着割合は53.8%で、自動車の半数以上が装着していることになっています。恐らく個人の自動車では、多くの方がドライブレコーダーを装着されているのではないかと思います。専決処分での事故の報告時には、事故を起こした人の安全教育を実施すると言われていますが、ドライブレコーダーの機種によっては運転を診断する機種もあり、運転者への安全運転の意識向上も期待できます。警察庁のホームページには、ドライブレコーダーの活用について次のように書かれています。

「記録された映像を見ることにより、運転者がヒヤリハット・交通事故を起こしやすい運転行動を振り返って客観的に確認することができます。これにより、運転者は自身の好ましくない運転特性を把握し、その反省を生かして、安全運転に対する意識を向上させ、交通事故に遭うことを防止できます。また、交通事故やヒヤリハット時の映像を基にして交通安全教育を行うこともできる」とされています。また、ほかの自

治体の情報を見てみますと、公用車にドライブレコーダーを設置し、防犯カメラの役割を持たせるという動きが見受けられます。公用車で町内を走行する際の交通状況の記録や防犯という役目も含め、公用車へのドライブレコーダーが必要と考えます。

以上のことから、4点、質問を行います。

1、近年に発生した公用車での交通事故の件数、事故内容について伺います。2、安全運転管理者またはそれに該当するような人の配置をされているのか伺います。3、つばきバス、消防関連も併せて、府中町の管理する公用車の台数及びその中でドライブレコーダーが装着されている台数、割合を伺います。4、公用車へのドライブレコーダーの設置についての考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） 総務企画部長です。4番、狩野議員の一般質問、公用車へのドライブレコーダーの設置について、に関し、答弁いたします。

まずもって、公用車による事故が多いという印象を議員に抱かせている現状については不徳の致すところですが、町では職員を対象とした安全運転研修の実施などにより、交通ルールの遵守や運転技術の向上に努めております。

さて、一つ目の御質問、近年に発生した公用車での交通事故の件数、事故内容についてです。令和元年度以降、損害賠償の生じた事故件数は3件で、全て物損事故となっています。事故内容としては、いずれも停車または駐車している車両に接触したもので、運転不注意が原因です。その他、車両や道路附属物への軽微な接触で事故として警察に届け出たものの、損害賠償が生じなかった事故が9件ありました。また、公用車乗車中、逆に被害を受けた事故は3件で、後続車からの追突等によるものでした。いずれも大きな事故には至りませんでした。約5年の間に15件の交通事故があったこととなります。

また、勤務時間外で私用車の事案ではありますが、飲酒運転の事案について触れておかなければならないと思います。飲酒運転による交通事故で逮捕され、懲戒免職となった職員がこの10年で2名もいることに関しまして、町としては重く受け止めています。令和2年に飲酒運転の撲滅に向けた行動指針を定めた後、今日まで飲酒運転を絶対にしないこと、させないことを全庁挙げて取り組んできました。飲酒運転撲滅

に係る研修を実施することはもちろんのこと、庁内メールによる注意喚起、ポスターの作成及び掲示による意識醸成、また、管理・監督者が所属職員の飲酒の状況等を聴取・把握するなどの職場啓発、さらには職員が飲酒運転をしないよう職員の家族に対し見守り・協力を求める手紙の送付などを行いました。飲酒運転の撲滅に向けては引き続き重点的な取組を行ってまいります。

二つ目の御質問、安全運転管理者の配置についてです。道路交通法に基づき、町も安全運転管理者の選任を義務づけられており、本庁1名、環境センター1名、消防本部1名、計3名を選任しています。毎年度、広島県安全運転管理協議会主催の講習に参加し、安全運転管理者の役割や業務等について学習するとともに、日々の実務としては、運転日誌の備付けや、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認等を運転する職員に徹底させるなどの管理業務を行っています。

三つ目の御質問、町の管理する公用車の台数及びその中でドライブレコーダーが装着されている台数、割合についてです。町が所有・管理する公用車は本庁や出先機関で使用している普通乗用車が44台、消防車両16台、つばきバス3台、計63台です。うち、ドライブレコーダーを装着している公用車は、消防車両10台、つばきバス3台、計13台で、割合は20.6%になります。

四つ目の御質問、公用車へのドライブレコーダーの設置についてです。ここ数年、テレビ番組やニュースなどで、あおり運転や危険運転など、ドライブレコーダーの映像を目にする機会が増えています。議員の御質問の中でございました装着割合53.8%という数値を考えましても、自動車へのドライブレコーダーの設置は標準装備となりつつあるのかもしれませんが。

ドライブレコーダーの設置は、事故やトラブルの状況証拠という不測の事態における活用だけでなく、議員おっしゃいますように、運転特性の把握や安全運転意識の向上、また防犯カメラとしての役割も期待できるところです。本庁や出先機関で通常職員が使用している普通乗用車への設置については、実施計画に計上しておらず、現時点で整備する予定はございません。しかし、導入を始めた近隣の自治体も複数あるとともに、消防車両では火災現場の活動を振り返る反省・検討会に活用しており、活用の幅も広がっているものと認識しています。町でも設置する必要性や設置した際の活用方法、効果などを調査・研究してまいりたいと考えます。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問ございますか。

4 番、狩野議員。

○4 番（狩野雄二君） 4 番、狩野です。御答弁ありがとうございました。

事故件数について、約 5 年間で 15 件ということでした。皆さんも一度は耳にしたことがあるのではないかと思います。労働災害や交通事故の発生にはハインリッヒの法則があるとされています。1 件の重大事故の背景には、29 件の軽い事故と 300 件のヒヤリハット、いわゆる事故の一步手前の出来事があると言われています。安全運転管理者が置かれ、安全運転に必要な管理が行われているとのことですので、重大事故が起こらないように、事故の一步手前にあるヒヤリハットの共有化を行うなど、日頃からの安全意識の向上を図っていただきたいと思います。

ドライブレコーダー装着の公用車は消防車両とつばきバスで 20.6% のことでした。ドライブレコーダーは事故やトラブルの状況証拠という不測の事態における活用だけでなく、運転特性の把握や安全運転意識の向上、また防犯カメラとしての役割も期待できると答弁されていますので、使用頻度が高い公用車に試験的に設置して、効果の確認を行う取組も期待するところではあります。

2 回目の質問です。先ほどハインリッヒの法則について述べさせていただきましたが、安全運転への取組について、もう少し詳しく確認させていただきたく、2 点、質問をいたします。

一つ目なんですが、安全運転管理者が置かれ、交通事故防止に取り組まれているとのことですが、具体的に交通事故防止の取組として、安全教育がどのような形で実施されているのか伺います。

二つ目、事故を起こした場合の再発防止として、当事者へのどのような対応をされているのかを伺います。

以上、2 点、よろしく願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（宮脇理恵君） 総務課長です。4 番、狩野議員の 2 回目の御質問について答弁いたします。

まず、一つ目の御質問、交通事故防止に係る安全教育の実施についてです。町では、毎年度、飲酒運転撲滅研修とは別に外部講師を招き、安全運転講習会を実施しており

ます。運転の基本を守っているか、交通事故はなぜ起きるかなど、様々な視点から講義いただくとともに、DVDによる事故映像の視聴なども取り入れ、効果的な研修を目指しています。今年度は先月21日に実施し、39名が受講いたしました。そのほかの取組として、運転日誌のバインダーに安全運転を呼びかけるメッセージや事故が発生した場合の対応法について掲示を行うほか、公用車による事故が続いた際には、安全運転の徹底を促す旨の文書を発出するなどの再発防止策を講じております。

次に、二つ目の御質問、事故を起こした場合の当事者への対応についてです。事故を起こした職員には、まず自らが事故の状況を振り返り、事故の原因を分析するなど、落ち着いて考える機会を設け、自省を促すとともに、報告書を作成させることとしております。所属では、運転する際、所属長から、あるいは職員同士、安全運転を心がけるよう注意喚起や声かけを行うなどの取組を行っています。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 4番、狩野です。御答弁ありがとうございました。

毎年、外部講師を招いての安全運転講習会が実施されているとのことで、職員の方の安全意識の向上が図られ、事故を起こした場合の再発防止も図られているとのことです。安全安心に暮らせるまちにするためにも、役場として率先して事故を起こさない取組を引き続きお願いいたします。

他の自治体の状況を調べると、公用車及び自治体の公募による協力者の自動車に搭載されたドライブレコーダーを活用した官民一体となったまちの見守り活動や、事案発生時には、記録映像の円滑な提供によって事案の早期解決・早期発見及び事前防止に役立てることで、さらなる安心安全のまちづくりを目指している自治体があります。防犯カメラを補完するという位置づけでドライブレコーダーを考えているということ

です。

公用車における安全性向上や防犯カメラの役割も持たすという意味からも、公用車へのドライブレコーダーの設置も必要であるとの考えを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第3項、公用車へのドライブレコーダーの設置について、4番、狩野議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は13時からいたします。休憩。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午後 1時00分)

○副議長（橋井 肇君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○副議長（橋井 肇君） 引き続き、一般質問を行います。

午前中に続いて、総務文教関係、第4項、1人1台端末の活用による教育の充実について、10番、西議員の質問を行います。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 10番、西です。初めに、益田議員が言われたように、佐藤町長、長い間お疲れさまでした。私はもう1期ぐらい頑張っていたらと思っておったんですが、私の頃は花田事務局長というのがおって、大変お世話になって、いつも思い出しています。

それでは、通告に基づき、質問に入ります。質問事項、1人1台端末の活用による教育の充実について。教育現場のICT活用については、児童生徒に学習端末が導入された2年前の令和4年3月に一般質問をしましたが、その後の進展を含めて伺います。

町内の小中学校の児童生徒に対し、1人1台学習端末が導入されてから今年で3年目を迎えます。当初、活用計画によると、今年度まで3年間をかけて、1人1台端末を生かした授業改善を図っていくとされています。これまで見聞きする限りでは、導入する教師、児童生徒とも大きな混乱はなく、活用が進められたように思いますが、現在の状況を教えてください。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。10番、西議員、1人1台端末の活用による教育の充実について答弁します。

本町におきましては、1人1台端末、電子黒板、高速ネットワークなどの環境整備

を令和2年度中に終え、令和3年度から利用を始めました。特に指導面におきましては、議員の御質問にもありますように、令和3年度から3年間をかけて、町内の全教職員が1人1台端末環境を生かし、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ることを目指し、各学校に教育の情報化に係るスケジュールを示し、取組を進めてきました。具体的には、1年目の令和3年度は教育を情報化することの価値を教職員が実感できるよう、ICTを利用することをキーワードに、各校の実態やニーズに合わせて研修を進めました。成果としては、インターネットによる調べ学習やドリルアプリの活用、指導者用デジタル教科書を利用した指導など、全ての教職員がICTを利用した指導を実践しました。教職員からは、授業のどの場面で活用することが効果的なのか研修を深めたいという声も聞かれました。

2年目の令和4年度は、文部科学省が示す教育の情報化に関する手引に基づいて、教職員の目指す姿を設定し、積極的にICTを活用している町内の教員が、ICTを活用した模擬授業をしたり、ICTを活用した具体的な学習指導案について協議するなど研修を進めました。成果としては、各学校において、学習場面に応じたICTを活用した授業研究を行うなど、各校の実態に応じた授業改善が進みました。

3年目となる今年度は、各教科の狙いに合わせて、ICTの機能を生かした学習指導ができるよう、広島県教育委員会からも指導を受けながら、授業改善に係る研修を行っています。

これらの事業改善の取組を進める中で、クラス全体で授業を進める場面では、電子黒板で画像や動画を利用した指導が日常化しつつあります。また、一人一人が考えを持ち、思考を深める学習の場面では、双方向に情報を共有、編集できるアプリを活用した指導も広がっており、グループの考えをまとめたり、同じ課題を持つ友達と協力して発表スライドを作成し、話し合いに活用するなど、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの視点での授業改善が進んでおります。

一方、ICTを活用した指導に効果を感じつつも、苦手意識を抱えている教職員もおり、全小中学校で計画的かつ継続的に校内研修を進めています。

今後も、学校と連携し、学校の実態やニーズに応じた研修を進め、1人1台端末の活用による教育の充実に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（橋井 肇君） 2回目の質問はございますか。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。

不登校生徒などの活用について、これまで議会で他の議員からも質問があったところですが、3年余り続いたコロナ禍の影響で、不登校の児童生徒が増えていると聞いています。そのような状況である児童生徒についても、タブレット端末を使えば自宅で授業を受けるなど学習支援をしたり、友達との関係をつないだりすることができるんじゃないかと思います。

そこで、2回目の質問をします。学校に登校できない状況にある児童生徒、いわゆる不登校児童生徒への活用のほか、特別な支援が必要な児童生徒など、個別最適化な学びを進める上での学習用端末の活用ができると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。10番、西議員の2回目の御質問、いわゆる不登校の児童生徒のほか、特別な支援が必要な児童生徒など、個別最適化な学びを進める上での学習用端末の活用についての考えをお尋ねいただきましたので、お答えします。

各学校では、不登校などで登校できない児童生徒の希望に応じて、1人1台端末を活用して、教室での授業をオンラインで参加できるようにしたり、自分のペースで学習ができるドリルアプリを利用できるようにするなど、個別の教育的ニーズに対応した支援を行っております。また、町の適応指導教室、たんぼぼの部屋においても、インターネット環境を整えており、通室する児童生徒が1人1台端末や備付けのパソコンを活動に応じて利用できるようにしております。また、児童生徒の語彙や理解のペースに合わせることができ、かつ視覚的に分かりやすく、理解しやすいICTの強みを生かし、特別な支援が必要な児童生徒においても、この実態に合わせた活用に取り組んでおります。具体的には、見え方などに特性を持っている児童生徒には、注目させたい箇所を任意に拡大して注目しやすくしたり、文字の読み上げ機能により、文字で書かれた情報を理解しやすくしています。

今後も学習用端末を積極的に利活用し、個別の教育的ニーズに対応した支援ができるよう、各学校と連携しながら取り組んでまいります。

答弁は以上です。

○副議長（橋井 肇君） 3回目の質問ございますか。

10番、西議員。

○10番（西 友幸君） 答弁ありがとうございました。

最後に、今後の学習用端末の更新についてです。導入して3年となり、故障する端末も多くなっているように伺います。端末の耐用年数を仮に5年とすれば、計画的な更新を検討する時期になり、今後、国から財政支援措置も示されたところではあります。端末導入時の反省や課題があれば、今後の更新時にはそれらもしっかり考慮して、子どもたちの学びがより進むように、計画的更新を活用を進めていただくことをお願いしまして私の質問は終わらせていただきます。

最後に、榎並部長、今度で退任ということで、また再雇用ということで、しっかり部長としての経験を生かして頑張ってくださいと思います。

○副議長（橋井 肇君） 以上で、第4項、1人1台端末の活用による教育の充実について、10番、西議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第5項、大規模災害に向けての支援と計画、2番、宮本議員の質問を行います。

2番、宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番、宮本です。初めに、このたび能登半島地震により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問を始めます。質問事項は、大規模災害に向けての支援と計画。令和元年、台風第19号等による甚大な災害発生を受け、避難情報について、住民アンケートや市町村長に対しアンケート調査が実施され、避難勧告と避難指示について「現行制度では避難のタイミングが二つあるようで分かりづらい」や、住民からすると、勧告と指示ではどちらも避難するという意味では一緒であり、違いを理解している住民は少なく、避難しなくてもよいと誤解している住民もあり、指示待ちにつながるおそれがある等の理由から、災害対策基本法が令和3年改正（5月10日公布、5月20日施行）され、避難勧告・避難指示（緊急）が一本化し、同じ警戒レベル（警戒レベル4）として避難情報が改定されました。

以上を踏まえて、質問をいたします。

1、障害者及び高齢者等は警戒レベル3で避難を促すことになるが、平常時に障害者及び高齢者等に避難の重要性をどのように周知されているのか。

2、警戒レベル4の発令となると避難指示となり、必ず避難するようになるが、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための具体的な施策はどのように計画されているか。

3、南海トラフ地震は大規模災害が想定されているが、東日本大災害でも起きたように、避難所の収容能力を大きく超えて多くの町民が避難を求めてきた場合の対策はどのように計画されているか。

以上、3件、質問をいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（屋敷 学君） 危機管理監です。2番、宮本議員からの一般質問、大規模災害に向けての支援と計画に答弁します。

それでは、一つ目の質問、平常時に障害者及び高齢者等に避難の重要性をどのように周知されているかについてです。障害者や高齢者、妊産婦など避難に時間を要する方については、警戒レベル3「高齢者等避難」で避難開始し、それ以外の方についても警戒レベル4「避難指示」で、危険な場所から全員避難していただくよう、毎年、出水期前に広報ふちゅう6月号で町民の方にお知らせしているところです。また、ホームページや町内会の協力をいただき、毎月、防災「あきふちゅう」の回覧を行い、周知に努めております。そのほかにも、地域に出向いて、避難の際に重要となる避難のタイミングや避難情報の取得方法、非常用持ち出し品の説明などを防災出前講座で、今年度は51回、行っております。こうした講座は、障害者団体、高齢者団体や高齢者福祉施設、また小学生などに行っており、今後さらに周知を広げていきたいと考えています。

次に、二つ目の質問、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための具体的な施策はどのように計画されているかについてです。府中町では、避難の呼びかけ体制構築支援事業や防災タイムライン作成を通して、災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者の方などに、災害情報の取得や避難などの手助けを地域の中で素早く安全に行うことができる体制づくりを進めております。また、避難行動に支援を要する方の名簿を作成するとともに、名簿に登載される方の個別避難計画をあらか

じめ作成しておき、消防団、警察機関、社会福祉協議会といった避難支援等関係者と災害発生前から情報を共有しておくことで、平常時からの防災活動や災害時の避難支援に役立っています。この避難支援活動としては、避難情報の伝達、安否や被災状況の確認、避難場所への移動などが考えられ、支援を必要とする方の心身の状況などを考慮して行う必要があります。

今後は、この避難支援等関係者とこの計画に基づく訓練を実施するなど、災害時に実効性のある支援体制を構築していきたいと考えております。

次に、三つ目の質問、避難所の収容能力を大きく超えて多くの町民が避難を求めてきた場合の対策はどのように計画されているかについてです。府中町において最大の避難者が想定されるのは、広島県地震被害想定調査結果報告書に基づき、南海トラフ巨大地震が発生した場合の3,595人となっており、その際も、町が開設する避難所で収容可能と考えております。なお、避難については、町が開設する避難所だけでなく、安全な場所にある親戚や知人宅、ホテルなど、複数の避難先を確保するよう検討いただくこと、また、自宅が安全であれば、避難所へ行く必要がないことについても周知しているところです。

1月1日に能登半島地震が発生し、千葉県でも地震のほうが頻発をしています。本日午前零時14分頃には、福島県で震度5弱の揺れが観測されております。また、府中町におきましても、2月26日に震度4の地震があり、改めて地震の恐ろしさを認識された方も多いのではないかと思います。災害を我が身に起こることと考えると、いざというときに命を守るためには、町民の皆様の日頃からの備え、地域とつながるなど、こつこつと確実に防災を心がけることが大変重要となります。町も啓発活動を続けて行ってまいりますので、防災への取組に御理解と御協力のほうよろしく申し上げます。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（橋井 肇君） 2回目の質問はございますか。

2番、宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 宮本です。答弁ありがとうございました。

障害者、高齢者や妊産婦に対し、避難のタイミングであるレベル3については、広報、ホームページや各種団体での講座で周知をしているとのことですが、私は不十分と感じています。町内の広い範囲は町単位では時間や労力等がかかり過ぎると思うので、ぜひ、町内会と共同で、対象者1軒1軒回って周知していただきたいと思ってお

ります。

また、災害時の初動安否確認は、地震等によりインフラ崩壊等考えられるので、町内会の近隣住民からの情報が不可欠です。誰が誰に安否確認をするのかとの徹底は常日頃より決めておかないと、いざというときにはできないと思われれます。その準備のノウハウを町内会と一緒に行っていただきたいと思っております。

さて、今すぐにも起こるかもしれない南海トラフ巨大地震の発生直後は、町としても対応はすぐにはできないし、間に合わない。その対応策として重要になってくるのが、各町内会での共同である避難の声かけ行動や被災後の近隣住民との被災者との助け合いだと思います。この町内会での共同行動ができるだけスムーズに実施できるように、日頃から町内会での訓練が必要と思われれます。

それでは再質問ですが、町内会で防災活動の運営ができるように、町では防災士の人材育成に努めておりますが、68町内会で防災士が充足している町内会は幾つあるのか、また、その町内会の防災士が十分な活動をするために、町としての援助方法はどうか、お伺いします。

実際、自主防災組織で防災活動を定期的に行っている団体は少ないと聞いています。この状況に町がどう対応しようと思っているのか、町としてのどのような方策を打つか、質問をいたします。

次に、避難所の倒壊のおそれやプライバシー面の懸念、ペットがいる、または家族の事情など様々な理由があって車中泊避難を選択される住民が全国的に増えています。府中町でも、特に小さいお子さんがいらっしゃる方など車中泊避難を選択される方が多くなるのではないかと推測されます。

再質問ですが、町は車中泊避難の対策として、日頃の準備品や車中泊避難可能な町指定の場所等の周知が必要と思われれますが、どのように考えられておられるのか、お聞きします。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（松林 亮君） 危機管理課長です。宮本議員からの再質問にお答えいたします。

一つ目は、防災士の充足状況、防災士や自主防災会の活動への町の支援についての

御質問でした。68町内会のうち、自主防災会が設立されておりますのは64団体、そのうち、自主防災会への補助で取得された防災士がおられるのは14団体となっております、まだ十分とは言えません。今後も地域の防災リーダーとなる防災士を増やしていきたいというふうに考えております。

防災士の活動に対する町の支援については、防災士の方からも活躍の場がないという声がありました。そのため防災訓練の指導、研修での講師、避難所運営の協力など、地域の防災リーダーとして活躍いただけるよう、町として、昨年度、そして今年度と研修を実施いたしました。今後もフォローアップ研修や防災士の交流の場を設けるなど、積極的に地域の防災リーダーを育成したいというふうに考えております。

自主防災会への支援についても、南北の町内会連合会の会合などにおいて、補助制度や防災出前講座、訓練などの説明を行うとともに、防災出前講座や訓練を土日祝日など地域へ数多く出向いて実施しており、積極的に地域防災力の向上に努めているところです。町民への周知については、今後もいろいろと工夫しながら進めていきたいというふうに考えております。

二つ目は、車中泊避難、準備品についての御質問でした。避難の際の準備品については、広報やホームページ、それから先ほども申しあげました防災出前講座においても、日頃の備えとして周知に努めております。車中泊避難は車で避難を行うことになります。渋滞を招いたり、避難や救助の妨げとなったり、道路の冠水や陥没で動けなくなったりするなどのリスクがあり、2次被害を起こす可能性があるため、現在、推奨しておりません。そのため、皆さんには早めの避難をお願いしております。

一方、車中泊避難には、先ほど議員がおっしゃいましたように、プライバシーが保たれるなどの数多くのメリットもございます。能登半島地震や昨今の情勢や国や県の動向も踏まえ、今後の在り方を検討していきたいというふうに思います。

町民の皆さんには命を守るための自助、そして、近所、地域同士での助け合いである共助の考えの下、日頃からの備えをしていただきたいというふうに思います。町としても、そのための支援を行ってまいりたいと思います。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 3回目の質問はございますか。

2番、宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番、宮本です。答弁ありがとうございました。

初めに申しましたように、今年の1月1日に能登半島地震が発生いたしました。被災地において、救援や復興支援などの活動に尽力されている方々に深く敬意を表します。当町からも災害の対口支援として職員を派遣しておりますが、このように、一旦、甚大な災害が起きれば、速やかな支援対応が必要になります。

先日、中国新聞に掲載されておりましたが、災害派遣福祉チームDMATをめぐり、都道府県の約半分、広島県も含まれますが、他県から入る応援組の受入れ手順など、連携方法を具体的に検討していないということでした。これから検討していくということですが、今、地震が起きたらどうするのでしょうか。心配になります。避難所等では環境の変化が心身の負担になり、食欲や身体機能が衰え、病気や転倒で命を落とす場合がある災害関連死が問題になっております。東日本災害で約3,800人、熊本地震では死者の約8割を占めたと報道されました。DMATの福祉チームは、これらを教訓に高齢者らを見守りながら相談に応じるほか、避難所の環境改善や福祉避難所への誘導も担うそうです。

今回、一般質問を作成するに当たって、様々な防災支援や災害時支援を考え、打ち合わせいたしました。防災、災害時支援は危機管理監なのに、高齢者、障害者の支援は福祉保健部などと縦割りの行政の壁を感じました。災害支援は複数の部署が別々に同じことをする場合は協力と連携が重要であり、情報共有と調整を行うことで、より効果的な支援ができると思うので、災害発生時に部署間で錯綜することがないように仕組みの整備と人材育成を要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（橋井 肇君） 以上で、第5項、大規模災害に向けての支援と計画、2番、宮本議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第6項、ドローンの活用について、5番、坂田議員の質問を行います。

5番、坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 5番、坂田でございます。よろしくお願いいたします。

今回、ドローンの活用ということなんですけども、先ほど宮本議員からも震災のことについていろいろお話がありましたので、私も関連的な内容になると思いますが、ぜひお聞きください。

まず、ドローンの活用ということなんですけども、皆さん、ドローンという名前は聞いたことがあるという方についてはもうほとんどだと思います。名前の由来は英語

で雄の蜂を意味すると言われていています。歴史は20世紀前半のイギリス軍とアメリカ軍がドローンに垂れ幕をつけて軍事訓練をしていたことが始まりとの記事でした。

来年開催の大阪万博では、JALがエアータクシーをデビュー予定、また10月には、ドローンサッカーという催しが第1回ワールドカップとして、韓国で開催される予定になっています。32か国から200チームを参加させるという計画で、今、準備をされているということです。日本も2019年にドローンサッカー連盟というところも設立されております。ドローンに対する認知度も随分と上がってきています。余談になりましたが、これぐらいにさせていただいて、本来のドローン活用について一般質問に入らせていただきます。

令和6年1月1日、先ほどもお話がありましたけれども、石川県能登半島地震が発生し、多くの方が犠牲になられました。亡くなられた方の御冥福と被災された方の早期復興を願っています。1月1日災害から5日を経過しても被害の全容が見えてこない。孤立地域からのSOSの発信も届かないといったことが報道各社から毎日のように報道されていました。災害から2か月を経過、石川県で住宅被害7万5,000棟、避難生活1万1,000人と、非常に苛酷な生活を送られています。

府中町の場所は、周辺は山と川、海に近く、災害が起きれば、土砂と浸水被害が起きてもおかしくない地域が存在しています。また、庁舎は河川から近く、大きな地震災害、台風等で土砂災害、浸水被害に遭うことは避けることはできないと思います。

そこで、今回のような災害に直面したときの対応について質問させていただきます。

一つ目、孤立地域がどれくらい出るのか。二つ目、庁舎が浸水被害に遭った場合の災害本部はどこに設置されるのか。3番、今現在、ドローンは保有されているのでしょうか。将来、ドローンを保有して災害対応に生かせるようにされているのでしょうか。保有していないのなら、保有する計画はあるのでしょうか。それから4番目、保有していなければ、ドローンの対応ができる業者との協定は一体どのようになっているのかを質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

危機管理監。

○危機管理監（屋敷 学君） 危機管理監です。5番、坂田議員からの一般質問、ドローンの活用について、に答弁します。

1点目の御質問、孤立地域がどれくらい出るのかについてですが、府中町はコンパ

クトなまちで、離れた集落はありませんが、地震、風水害に伴う土砂災害等による道路の損傷、道路への土砂堆積などの要因によって、外部からのアクセスが途絶し、人の移動、物資の流通が困難になる地域が発生することが考えられます。災害が激甚化・広域化する状況では、どの地域も一時的に孤立に近い状態になる可能性があり、誰もが無関係ではられません。

そのため、必要な生活物資や医薬品の備蓄を行うこと、御近所同士の付き合いを行うことなど、平常時からの備えが重要になります。町では、防災に関する啓発活動を地域に出向いて、粘り強く持続的に行ってまいります。

2点目の御質問、庁舎が浸水被害に遭った場合の災害本部はどこに設置されるのか、についてですが、災害対策本部は役場庁舎4階会議室に設置します。浸水被害により役場庁舎が利用できない場合の代替施設は、府中町業務継続計画の規定に基づき、福寿館、南交流センターへの設置を検討することになります。

3点目、ドローンは保有しているか。保有して災害対応に生かせるようにしているのか。保有していないなら保有する計画はあるのか。4点目、ドローンの対応ができる業者との協定はどうなっているのかの御質問について、併せて答弁いたします。

ドローンは被災状況を迅速に確認することができ、平成30年の豪雨災害では、広島県に依頼し、発生当初から現場の撮影を行いました。ドローンを利用することで、被災地周辺の広範囲な情報や特定箇所の詳細情報を集め、安全に次の復旧計画を立てたり、2次被害のリスクを確認して活動することができます。

現在、町ではドローンを保有していませんが、災害発生後にドローンを活用する場合は、広島県との協定に基づき、建設コンサルタントや広域消防において対応することとしています。複数の民間事業者、ボランティア団体にも協力していただくことを確認しております。また、航空機を使用した被災状況の把握も災害協定により実施することとしています。

ドローンの導入についても検討いたしましたが、高性能なドローンの購入は高額となること、操縦者を育成するコストなどから、現時点では、町独自の体制を組むことは容易ではないと判断し、災害協定によるドローンの活用を考えております。ドローンを活用する際は、この災害協定に基づき、その取決めや対応フロー図により、相手方に要請することとしています。

ドローンには被害状況を確認する機能だけでなく、被災者の発見、救援物資の運搬、

スピーカーを搭載した情報伝達や避難の呼びかけなどの機能も期待されます。今後さらにドローン技術が進歩し、活用事例も増えていくとともに、住民の方が自分たちの町を守るために町と連携してドローンを使うといったことも想定されます。引き続き、防災減災対策として、町での保有を含めて有効なドローンの活用方策を考えてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 2回目の質問はございますか。

5番、坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 5番、坂田です。答弁ありがとうございました。

2回目の質問なんですけども、ドローンの保有については有効なドローンの活用方を考えていくとのことでしたが、町が保有することで、災害発生時の初動体制に極めて有効であると思いますので、検討のほどをよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、3件の再質問をさせていただきます。

一つ目は、先ほどの答弁の中で、災害が激甚化する状況では一時的に孤立に近い状態になる可能性があるかと。また、ドローンを利用し、被災地周辺の情報を集め、活動するとありました。ドローンを保有していないことは、災害発生時の初動に強い不安を持っています。その中でも、府中町には消防本部が常設していますが、実際に災害が発生したときに、消防本部は迅速に動くことができる体制、人員配置になっているのでしょうか。また、日頃の備えはどうなっているのか、お伺いいたします。

二つ目は、消防及び町の職員で、ドローンパイロットの資格者がいるかをお伺いいたします。

三つ目は、ドローンパイロットの育成として、住民の方が資格を取る場合の助成制度を導入するお考えがないか、お伺いいたします。

以上、3件、よろしくお願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

危機管理課長。

○危機管理課長（松林 亮君） 危機管理課長です。坂田議員からの再質問の二つ目と三つ目に先にお答えいたします。

まず消防及び町の職員でドローンパイロットの資格者がいるのかとの御質問でした。町では、職員が資格や免許を取得した際、総務課に届出を行う制度を設けております

が、現時点で当該資格に係る届出はございません。

次に、ドローンパイロットの育成として、住民の方が資格を取る場合の助成制度を導入する考えがないかとの御質問でした。現在、町ではドローンパイロットを育成する制度は設けておりませんが、先ほど危機管理監も答弁いたしました。防災減災対策として、町でのドローンの保有を含めて、ドローンパイロットの育成について有効な方策を考えてまいります。

答弁は以上です、よろしく申し上げます。

○副議長（橋井 肇君） 警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。坂田議員からの再質問のうち、一つ目の御質問、消防本部の体制と日頃の備えについて答弁いたします。

今年1月1日、16時10分に、能登半島を中心としてマグニチュード7.6、最大震度7の地震が発生し、200名を超える方がお亡くなりになっております。これは当町にとっても決して他人事ではなく、平成26年の広島市土砂災害や、平成30年の西日本豪雨など、近隣の市町でも甚大な被害が及ぶ災害が発生しており、また、その災害はいつ発生するか分からない状況にあることは皆さんも御承知のところでは。

大規模災害への対応として、平成30年の西日本豪雨のように、県内各地で広域的に被害が及ぶ場合と、平成26年の広島市土砂災害のように、局所的に被害が及ぶ場合と、大きく二通りに分かれます。今回の答弁では、広島県内で広域的に被害が及び、かつ他の市町の消防本部からの応援隊の派遣が得られない場合を想定して説明いたします。

まず、当消防署の警防体制ですが、職員定数は57名で、毎日勤務者15名と隔日勤務者、いわゆる災害対応を行う職員が2交代制により、それぞれ21名の職員が配置されております。そのうち、初動で出動する職員は14名となります。

次に、初動における出動体制ですが、ポンプ隊2隊と救助隊1隊、開庁時であれば、毎日勤務者で編成する指揮隊1隊の計4隊が出動いたします。また、負傷者等の情報があれば、救急隊1隊も同時に出動いたします。その後、人員増が必要とされる災害であれば、非番者、週休者への職員招集を行うとともに、消防団への出動要請を行います。

続いて、災害に備えた訓練としましては、平素の実践的訓練に加え、作戦本部運用

訓練を年に2回、行っております。これは机上での図上訓練になります。この作戦本部運用訓練ですが、大規模災害が発生した際、消防の任務は人命救助に関する業務が主な任務となりますが、ひっきりなしに入電する119番で受信した訓練想定に対して、災害対策本部はもちろんです。関係部署への連絡、消防団や警察への出動要請を行うとともに、人命救助に関する要請については、災害トリアージと呼ばれる出動場所の優先順位を選定し、どの隊を出動させ、何人必要なのかなど、一つの災害現場に必要な出動人員や出動車両をいろいろな情報により評価し、情報が交錯、混乱しないよう情報の集約と整理などを行うといったシミュレーション訓練を継続的に行っております。

大規模災害では、我々が想定する被害状況を上回る災害が起きるので、多大な人的被害や物的被害が生じます。いつ起きるか分からない災害に備えて日々訓練を行い、引き続き当町の警防体制の充実に努めていきます。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋井 肇君） 3回目の質問ございますか。

5番、坂田議員。

○5番（坂田栄一君） 答弁ありがとうございました。

災害初動対応にはドローンが手助けとなり、大変有効なものであると思いますので、ぜひドローンの保有とドローンパイロットの育成のほうをお願いいたします。

また、消防本部が災害への備えとした実践的な訓練を日頃からしっかり行われていることは十分、分かりましたし、心強く感じたところです。しかし、先日の能登半島地震や東日本大震災のときには、地震や津波により火災も同時に発生し、甚大な被害が及びました。また、今後、発生が確実視されている南海トラフ地震など、県内広域的に被害が及び、近隣の消防本部からの応援が得られず、かつ、その災害に伴う消火や人命救助活動が長期に及んだ場合を想定すると、消防本部の消防力の全てを一気につき込むことができず、人員を分散せざるを得ません。そう考えると、現在の57名体制では人員不足な感じが見受けられ、多少の不安を感じるころではあります。

今回の一般質問を踏まえ、消防力の整備指針に基づく基準数に近づくよう積極的に整備されることを強く強く要望し、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（橋井 肇君） 以上で、第6項、ドローンの活用について、5番、坂田議員

の質問を終わります。

続いて、総務文教関係、第7項、選挙公営制度について、13番、三宅議員の質問を行います。

13番、三宅議員。

○13番（三宅健治君） 13番、三宅です。選挙公営制度について質問いたします。

公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補の機会均等や立候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が設けられています。一定の範囲で、立候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する選挙公営制度ですが、町村の選挙における立候補環境改善を図るため、令和2年6月公職選挙法が改正され、選挙公営の対象が市と同様のものに拡大されました。

府中町では、令和2年12月議会で、府中町議会議員及び府中町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定しました。今年は選挙公営制度の下で、初の町長選挙及び町議会選挙が実施されます。

そこで、次のことをお伺いします。

1、選挙公営の対象と限度額について教えてください。また、単価、数量など各自自治体の裁量で決められるものがあれば教えてください。

2、選挙運動ポスターの作成費用（平均費用額）について、過去の選挙運動費用の資料があれば教えてください。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。13番、三宅議員からの一般質問、選挙公営制度について、に答弁いたします。

選挙公営制度につきましては、公職選挙法で、衆議院選挙または参議院選挙においては、選挙運動費用のうち、公職選挙法施行令で定める限度額の範囲内の活動は候補者が無料で行える。つまり、活動に要する経費を公費で負担することとされています。また、地方公共団体の議会の議員または長の選挙についても、自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について条例で定めるところにより、国の選挙に準じて無料とすることができるとされています。

本町におきましては、令和2年12月12日からの町村への制度拡大に合わせて条例を制定し、来年度執行予定の町長選挙及び町議会議員選挙に向けて必要な準備を行

っております。

御質問の1点目、選挙公営の対象と限度額について教えてください。また、単価、数量など各自治体の裁量で定められるものがあれば教えてください、についてですが、本条例の公費負担の対象となる選挙運動費用は、自動車の使用に関するもの、ビラの作成に関するもの、ポスターの作成に関するものの3種類となっており、令和6年度歳出予算においては、町長選挙事業で109万7,000円、町議会議員選挙事業で814万5,000円を計上しております。

次に、項目ごとの公費負担の限度額についてですが、まず自動車の使用については、1日当たり3万6,300円で、告示日から選挙運動を行った場合の限度額は、5日間で合計18万1,500円となります。

ビラの作成については、ビラ1枚当たりの作成単価の上限7円73銭に、法定作成枚数の上限を乗じた額が限度額となります。町長選挙の場合は、上限5,000枚で3万8,650円、町議会議員選挙の場合は、上限1,600枚で1万2,368円となります。ポスターの作成については、ポスター1枚当たりの作成単価の上限1,966円にポスター掲示場の数74を乗じた額、14万5,484円が限度額となります。

これらの限度額は、政令で定める額の範囲内で各地方公共団体が条例で定めることとされております。なお、平成4年の公職選挙法の一部改正により、選挙公営制度が都道府県及び市の選挙に拡大されたことに合わせ、自治省選挙部管理課が平成5年1月19日付で発出した「地方公営（任意制）に係る留意事項について」において、各地方公共団体が条例を制定するに当たっての考え方が示されており、その中で公費負担の限度額については、国政選挙における公費負担の限度額の算出方法により算出した額を上限とし、当該地方公共団体における実情を総合的に勘案して、適正な額を定めるものとするものとされています。

本町の条例におきましては、自動車の使用に係る公費負担について、自動車の借入れ、燃料の供給、運転者の雇用を別々に行う、いわゆるレンタカー契約を行う場合の限度額は、政令と同一の1日当たり3万6,300円となり、その内訳は、自動車の借入れが1万6,100円、燃料の供給が7,700円、運転者の雇用契約が1万2,500円となりますが、これらを一括して借り入れる、いわゆるハイヤー契約を行う場合は政令の限度額である6万4,500円とせず、レンタカー契約と同額の

3万6,300円としています。

また、ビラの作成における作成単価の上限は、政令の上限と同一としております。ポスターの作成については、作成単価の上限の算出において加算する定額部分を政令の上限31万6,250円とせず、3分の1の10万5,417円としています。

続いて、御質問の2点目、選挙運動ポスター作成費用（平均費用額）について、過去の選挙運動費用の資料があれば教えてください、についてですが、当該費用につきましては、本町においては公費負担の実績がないため、正確な統計資料はございませんが、選挙公営制度開始前の令和2年9月13日に執行された府中町議会議員一般選挙において、各候補者が選挙管理委員会に提出した選挙運動費用収支報告書には、印刷費の項目にポスター作成等の費用が記載されており、その額の平均は約11万円となっております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（橋井 肇君） 2回目の質問ございますか。

13番、三宅議員。

○13番（三宅健治君） 13番、三宅です。答弁ありがとうございました。

自動車使用におけるレンタカー契約では、1日当たり3万6,300円と政令と同一とした一方で、ハイヤー契約を行う場合は、政令の1日当たりの上限額である6万4,500円とせず、レンタカー契約の場合と同額となる3万6,300円とすると答弁がございました。現状はハイヤー契約がごく僅かで、レンタカー契約での運用が多いと承知しております。また、ハイヤー契約方式を提供する事業者を探そうと思っても、数が少なく苦勞する実態があります。ハイヤー契約の場合、車両運転者、燃料など一括契約なので、煩雑な手続がなくなる。プロドライバーが運転するため、選挙区内を効率よく安全に遊説できる。万が一の交通事故などトラブルも対処してくれるなどの利点があるようです。

そこで質問ですが、多くの自治体では、ハイヤー契約がレンタル契約の2倍の上限額を条例で定めている中で、府中町ではレンタカー契約と同額としたことに、どのような検討がなされたのか教えてください。

次に、選挙運動用ポスターの作成費用についてですが、ポスター1枚当たりの製作単価1,966円にポスター掲示場の数74を乗じた額、14万5,484円を上限とするとありました。一般的に印刷物の価格に関しては、印刷枚数が多いほど単価が

下がり、少ない枚数を発注した場合は割高となると言われています。ポスター掲示場の少ない町村での選挙ポスター作成費用は、結果的に割高になることは理解できます。

一方で、全国に目を向けてみると、「実勢価格以上の公費請求だ。公費であるため、上限値いっぱいまで請求しているのではないか」など、住民からの厳しい意見があり、住民監査請求の対象となった事案があることも承知しております。

府中町が条例で定める選挙ポスター作成費用の上限額の妥当性についてですが、選挙公営制度開始前の令和2年9月に行われた府中町議会選挙におけるポスター作成費用の費用平均額が約11万円となっていると答弁がありました。このことから、ポスター作成に対する公費負担の上限額を14万5,484円に条例で定めたことは妥当であると言えるのではないのでしょうか。

さて、質問の2問目ですが、選挙運動用ポスターの作成費用上限額の約3分の2を占める定額部分についてお伺いします。選挙運動用ポスターの作成に関しては、作成単価の限度額の算出において加算する定額部分が政令の上限額の3分の1の10万5,417円となっておりますが、政令の上限の3分の1に至った検討内容と定額部分の中身について詳しく教えてください。

○副議長（橋井 肇君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） 行政委員会総合事務局長です。13番、三宅議員からの2回目の御質問に答弁いたします。

一つ目の質問、自動車の使用において、ハイヤー契約の上限額をレンタカー契約と同額としたことにどのような検討がされたのか、についてですが、選挙運動用自動車の使用に係る経費は公職選挙法上の選挙運動費用としてカウントされず、選挙運動費用の収支報告書にも記載されませんので、府中町の過去の選挙を参考とすることができませんでした。

したがって、条例制定に当たっては、既の実績のある県内各市の状況を参考とすることとし、調査を行いました。調査によれば、県内各市の条例で、ハイヤー契約を政令の上限額と同額としていたのは、全14市のうち、半数の7市でした。残りの半数の市はレンタカー契約と同額とする規定を設けており、限度額を引き上げる予定もありませんでした。また、同時期に条例を制定した県内各町においても、全8町のうち、安芸郡の3町を含む7町がレンタカー契約と同額とする予定であったことから、本町

においても、レンタカー契約と同額といたしました。

二つ目の質問、ポスターの作成において、政令の上限の3分の1に至った検討内容と定額部分の中身についてですが、平成5年、自治省選挙部管理課の留意事項通知において、ポスターの規格が小さい選挙にあっては、作成単価の限度額は国政選挙の場合以下の単価設定とすべきとされております。ポスターの作成経費につきましては、公職選挙法上の選挙運動費用に当たり、収支報告書に記載されますが、候補者ごとに作成枚数や費用の幅が大きく異なるなど、単価設定の根拠とすることができません。したがって、単価設定に当たっては、選挙運動用自動車の公費負担と同様、既に実績のある県内各市の状況を参考とすることとし、調査を行いました。その結果、県内各市の条例で、作成単価の限度額を政令と同額としていたのは6市で、過半数の8市は限度額の引下げを行っていました。引下げの幅は、1市が政令の2分の1、7市が政令の3分の1としており、いずれの市も限度額の引上げの予定はありませんでした。また、各町においても、8町全てで政令の3分の1の額で条例を制定する見込みであったことから、本町においても3分の1とすることとしたものです。

次に、定額部分の中身につきましては、政令の額の根拠が何によるものなのかということになりますが、国から特に示されたものはなく、明確にお答えすることはできません。ただし、平成5年の留意事項通知で国から示された条例案の中で、定額部分を企画費と記しておりますので、定額部分はポスターの企画、編集、デザイン等、様々な要素を総合したものであらうと考えております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○副議長（橋井 肇君） 3回目の質問ございますか。

13番、三宅議員。

○13番（三宅健治君） 13番、三宅です。答弁ありがとうございました。

ハイヤー契約の上限額、ポスター作成の費用上限額ともに、県内の他市町の状況を見て上限額を決定したと答弁がございました。条例作成に関して、周辺自治体の実施状況を参考にすることはよくあることだと思ひ、理解をしますが、改めて実勢価格から見た場合、いかがでしょうか。ポスター作成に係る費用は近年のデジタル技術の発展等により価格が下がっています。また、公営制度前に自己負担で行われた前回町議会選挙のポスター作成費用の平均額と比較しても妥当な価格であることは先ほど述べさせていただきました。

一方で、上限額を政令の2分の1と定めた選挙運動用自動車のハイヤー契約についてですが、人件費、車両費、燃料費で構成され、物価上昇の影響を強く受ける特性などがあることを検討に加える必要があったのではないのでしょうか。

ポスター作成費用の定額部分の企画費の中身については、ポスターの企画、編集、デザイン等、様々な要素を総合したものとあり、写真撮影費用なども含まれるものと理解をいたしました。

ここからは要望となります。このたび選挙公営制度について一般質問するに当たり、府中町ホームページからは詳しい情報が得られませんでしたので、別紙にある参考資料を要求させていただきました。立候補の機会均等や立候補者間の選挙運動の機会均等を図るとされている選挙公営制度であります。選挙に立候補したい人、誰もが情報を得ることができるよう、選挙公営制度の手引や選挙公営制度Q & Aなどを整備し、ホームページ等で公開していただけるよう要望し、質問を終わります。

○副議長（橋井 肇君） 以上で、第7項、選挙公営制度について、13番、三宅議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（橋井 肇君） ここでお諮りします。

本日は、これをもって延会としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（橋井 肇君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とし、次回は3月18日午前9時30分から会議を開きます。御苦労さまでした。延会。

（延会 午後 2時11分）